

港区定期予防接種
実施医療機関各位

みなと保健所保健予防課長事務取扱参事 西山 裕之

令和8年度 港区定期予防接種事業の注意点について(依頼)

平素から港区保健衛生行政への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年度の事業実施にあたり、変更点等をお知らせしますので、下記のとおり御承知おきのうえ、お取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。

記

◆小児におけるRSウイルス感染症ワクチンの定期予防接種開始について

RSウイルス感染症を予防接種法の **A類疾病** に位置づけ **令和8年4月1日** から定期接種を開始します。

対象者	接種時点で、妊娠 28 週0日から 36 週6日までの者
用いるワクチン	組換え RS ウイルスワクチン(ファイザー社のアブリスボ®)
接種方法	妊娠毎に1回 0.5mL を筋肉内に接種する。 原則として、上腕の三角筋部に筋肉内注射により行う。 静脈内、皮内、皮下への接種は行わない。
開始時期	令和8年4月1日
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none">●接種に際しては、接種前に母子健康手帳(親子手帳)の提示を求めてください。●同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に限り行うことができます。●妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師が判断する者については、予防接種の実施計画における「予防接種の判断を行うに際して注意を要する者」として、留意してください。●接種後 14 日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠 39 週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その 14 日前までに接種を完了させることが望ましいとされています。定期接種の周知にあたっては、その旨を併せて伝えてください。●妊娠 39 週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合で、その 14 日前以降に接種を行うときは、上記について十分に説明を行った上で、同意を得られた場合に限り、接種を実施してください。

注)組換え RS ウイルスワクチンのうち、アレックスビー®(GSK 社)は母子免疫ワクチンとして用いることはできません。

※RS ウイルス感染症予防接種実施医療機関には、別冊「小児における RS ウイルス感染症予防実施の手引き」を同封しておりますので、詳細はそちらを御参照ください。

◆高齢肺炎球菌ワクチンに用いるワクチンの変更について

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(以下:PPSV23)と沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(以下:PCV20)はいずれも肺炎球菌に対するワクチンですが、ワクチン接種後の免疫を得る機序が異なっているため、ワクチンに含まれる血清型において、PCVの方がPPSVよりも高い有効性が期待でき、2024年時点で成人の侵襲性肺炎球菌感染症の原因となる肺炎球菌の血清型のうち、各ワクチンに含まれる血清型の割合も概ね同等程度でした。また、安全性についてはともに特段の懸念はありません。

こうした科学的知見を踏まえた審議会の議論を経て、定期接種で用いる肺炎球菌ワクチンが変更となります。

対象者 (現行のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳の者(現行のとおり) ●60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者(現行のとおり)
用いるワクチン	<p>沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)</p> <p>※PCV20の定期接種化に合わせて、PPSV23は使用するワクチンから除く。</p> <p>※沈降21価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV21)は令和8年4月1日現在定期予防接種として扱うことができません。</p>
接種方法	1回0.5mLを筋肉内に接種。
開始時期	令和8年4月1日
接種費用	<p>港区民は予診票に記載されている金額を徴取してください。</p> <p>他区民の場合、予診票に記載された金額と接種費用が異なる可能性があるため、他区の接種費用については情報が入り次第別途ご案内いたします。</p>
その他	<p>高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期予防接種は生涯で1回のみ可能です。これまでに、PPSV23又はPCV20・PCV21を1回以上接種した者であって、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできません。</p> <p>明らかに筋肉量が少ない場合などは、年齢に関係なく大腿前外側部(外側広筋)に接種することも可能ですが、その場合臀部には接種しないでください。</p>

医師署名又は記名押印

肺炎球菌予防接種希望書(必ず医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応について理解した上で、接種を希望します。

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予防接種記録票兼予診票が区に提出されることに同意します。

(西暦) 年 月 日 被接種者署名
(接種年月日と同日を記入してください。) 代筆者氏名 続柄

(自署できない方は代筆者が被接種者氏名を署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

使用ワクチン	接種量	実施場所・接種医師名・接種年月日
Lot No. ニューモボックス ✗ プレベナー20	0.5 ml	実施機関名・住所・電話番号
	接種方法	
	皮下・筋肉内	接種医師名
	接種部位	
(注)有効期限が切れていないか要確認	左・右	接種年月日 (西暦) 年 月 日

令和8年4月1日以降「ニューモボックス」は使用できません。書き換えて使用して下さい。

◆HPV ワクチンキャッチアップ接種期間の終了について

令和8年3月31日で HPV キャッチアップ接種は終了です。

令和4年度以降、平成9年度生まれから平成19年度生まれまでの女性を対象に3年間のキャッチアップ接種を行いました。令和6年度にワクチンの需要が急増し供給不足が生じたことを理由に、1年間の経過措置として接種期間の特例延長制度を設け、令和7年度に限り平成9年度生まれから平成20年度生まれの女性のうち、キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上接種している方を対象に、接種を実施してきましたが令和8年3月31日で終了となります。

令和8年4月1日以降は規定のとおり、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までにある女子が対象となります。

◆HPV ワクチンに用いるワクチンの変更について

令和8年度から2価(サーバリックス®)及び4価(ガーダシル®)を定期接種で用いるワクチンから除くこととし、定期予防接種で用いるワクチンは9価(シルガード®9)のみとなります。

HPV ワクチン接種を実施する場合、2価(サーバリックス®)および4価(ガーダシル®)は、令和8年4月1日以降、定期予防接種として扱うことができません。

◆高齢者インフルエンザワクチン接種について

予防接種法のB類疾病に位置づけられている高齢者のインフルエンザに用いるワクチンの一つとして、令和8年度から75歳以上の方を対象として高用量インフルエンザHAワクチンを定期接種の対象とする予定です。

高用量インフルエンザHAワクチンの接種対象者について、75歳以上においてより高い有効性と優れた費用対効果が認められていることや、インフルエンザワクチンの安定供給および国内の生産体制維持の観点から75歳以上となります。65歳から74歳までの人は現行のとおり標準量のインフルエンザHAワクチンを接種します。75歳以上の方は高用量インフルエンザHAワクチンまたは標準量のインフルエンザHAワクチンのいずれかを選んで接種します。

高用量インフルエンザHAワクチンの定期接種開始に伴い、インフルエンザワクチンにおいて、「予防接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者」を接種不適当者とする規定については、削除します。

令和8年度高齢者インフルエンザ予防接種の実施については、例年どおり10月1日開始を予定しておりますが、詳細は今後あらためて御案内いたします。

◆MR ワクチン(ミールビックⅡ)の定期接種における使用について

定期接種で使用する麻しん風しんワクチンは、現在使用しているワクチンに加え、「ミールビックⅡ」も使用できます。

定期接種で使用する麻しん風しんワクチンは、これまで「ミールビック」が使用されてきましたが、安定供給を続けるため、ウズラ胚細胞を用いた製法からヒト由来細胞を用いた製法に変更された「ミールビックⅡ」が2024年9月に薬事承認されています。

「ミールビックⅡ」は2026年2月下旬より販売会社へ出荷され、販売会社のミールビック在庫が消尽し次第、順次卸売業者へ「ミールビックⅡ」が出荷されます。価格は「ミールビック」と変更なく、供給量は「ミールビック」と同程度供給される見込みです。

◆MRワクチンの接種期間延長について(最終年度)

令和6年度末のMRワクチンの供給不足及び駆け込み需要などによる接種体制確保の困難などの理由により、MRワクチンの接種期間を令和8年度まで延長しています。

延長期間:令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

対象者

第1期	令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれ、令和6年度のMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった人
第2期	平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれ、令和6年度にMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった人
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であり、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった人 (注) 令和7年4月1日以降、抗体検査を実施した方は対象外。

◆予防接種を行う医師の氏名等の公告に関する事務について

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条に規定する予防接種を行う医師の氏名等の公告(届出)は不要となっています。人事異動等に伴う接種医師の変更等に係る届出は不要です。

◆予防接種事務のデジタル化について

令和8年6月1日から改正予防接種法が施行され、全国の自治体・医療機関において、予防接種事務のデジタル化が順次開始される予定です。

港区におけるデジタル化導入時期や詳細については未定です。

予防接種事務のデジタル化概要については、厚生労働省ホームページを御覧ください。

厚生労働省予防接種事務のデジタル化→



◆令和8年度予防接種事業の動画配信について

みなと保健所保健予防課では、令和8年度の予防接種事業についての医療機関向け説明動画を令和8年3月下旬に配信する予定です。詳しくは後日メールで、参加用のURL等を御案内します。

医療機関様へお願い(全予防接種共通)

- ① ワクチンの接種に当たっては、被接種者・保護者に予防ワクチンの有効性・安全性に関する十分な情報提供・コミュニケーションをはかった上で実施してください。
- ② 接種日が予診票記載の有効期限内であることを必ず確認してください。有効期限が切れた予診票では接種することができません。
- ③ ワクチンごとに接種間隔が決められています。母子健康手帳(親子手帳)、クリニックのカルテ等を確認の上で実施していただきますようお願いいたします。
※接種間隔については、定期接種実施要領、定期の予防接種における対象者及び接種間隔の解釈について等で御確認ください。
- ④ 接種間隔等の間違いに気づいた場合は、必ず、みなと保健所までご連絡ください。この場合、任意予防接種扱いとなり、予防接種委託料はお支払いできない場合があります。
- ⑤ 予診票中、使用ワクチンの Lot No欄は手書きではなく、必ずロットシールを貼ってください。
使用期限の確認及びロットNoの記録入力に必要なため、御協力ください。